

検討グループ運営規則

第1条（総則）

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（以下、「ホクネット」という。）の定款第5条第1号に定める事業を推進するために、検討委員会のもとに検討グループを設置し、関係法令及び差止請求関係業務規程第6条第3項の定めるところによりこの運営規則を定める。

第2条（目的）

検討グループの活動は、事業者が使用する不当な約款・条項及び事業者の不当な勧誘行為等の事例の収集及び分析、これらに係わる判例の収集及び分析、消費者被害情報の収集及び分析等を行うとともに、事業者に対する申入書等の案を作成して、その結果と意見を検討委員会に報告することを目的とする。

第3条（構成）

1. 検討グループのメンバーは、消費者紛争の解決に資する知識・経験を有する者であり、団体正会員の構成員の中から当該メンバーに推薦された者又は個人正会員の中から、検討委員会の議を経て検討委員長が任命した者で構成する。但し、その結果は理事会に報告しなければならない。
2. 前項の規定の他、検討グループのメンバーは、消費者紛争の解決に資する知識・経験を有する者であり、団体賛助会員の構成員の中から当該メンバーに推薦された者、個人協力会員又はホクネットの活動に協力する者の中から、検討委員会の議を経て検討委員長が任命した者を加えることができる。但し、その結果は理事会に報告しなければならない。
3. 検討グループのメンバーには、消費者契約法第13条第3項第5号イ及びロに掲げる者をいずれも含むものとする。

第4条（任期）

検討グループのメンバーの任期は、原則として、各検討グループの事案の処理が終わるまでとする。

第5条（グループ長）

1. 検討グループにグループ長を置く。また、副グループ長を置くことができる。
2. グループ長及び副グループ長は、検討グループのメンバーの内から互選する。

第6条（会合の招集）

検討グループの会合は、グループ長が招集する。

第7条（表決）

1. 本規則第2条に定める検討委員会への報告は、出席メンバーの過半数をもって決する。
2. 検討グループの会合への出席には、あらかじめ申し出てグループ長の承諾を得た場合に限り、電話等の電気通信による方法を用い、会合の開催場所に出席したメンバー全員と承諾を受けたメンバー全員が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって参加する場合を含む。

第8条（利益相反への対処）

1. 役員を兼務する検討グループのメンバーについては定款第32条第4項を、その他のメンバーについては定款第26条第2項を準用する。
2. 前項に該当する検討グループのメンバーがメンバー総数の3分の1を超える場合には、その欠員補充を検討委員会にて行う。但し、補充されたメンバーは当該事案の審議のみに参加することができる。

第9条（解任）

検討グループのメンバーが、次の各号のいずれかに該当する場合には、検討委員会において出席委員の過半数の議決により、これを解任することができる。但し、当該メンバーに対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 関係法令又はホクネットの定款、差止請求関係業務規程若しくは本規則に違反したとき
- (2) ホクネットの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第10条（規則の改廃）

この規則の改廃は理事会が行う。

第1条（施行期日）

この規則は適格消費者団体認定の日から施行する。

附則（平成30年9月14日）

1. この規則は平成30年9月15日から施行する。

附則（令和2年6月24日）

1. この規則は令和2年6月25日から施行する。